

## 中間市農業委員会総会（10月）議事録

1. 開催日時 令和3年10月11日（月） 10時00分開始

2. 開催場所 中間市交流センター 2階 第1会議室

3. 出席委員 7名

会長	柴田 功	1番	白橋 宏	2番	井上俊子
3番	牧野謙二	4番	日高誠司	5番	貞末 照
6番	花田正則				

4. 議事日程について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第17号 農地経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画の承認について  
（所有権移転）

議案第18号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について

柴田議長：おはようございます。

ただいまの出席委員は7名で委員定数の過半数に達しています。よって、令和3年10月の農業委員会は成立致しました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に報告について議題といたします。報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由を求めます。

事務局：はい、議案書の1ページ目をお開きください。

こちらは農地法第5条第1項7号の規定による届出となっております。市街化区域内農地で所有権移転を伴う農地転用となっております。それでは説明に入ります。

一件目の農地の所在地中間市朝霧4丁目、面積1,700㎡。同じく朝霧4丁目、面

積 289 m<sup>2</sup>。合計 1,989 m<sup>2</sup>。譲渡人、住所中間市朝霧 3 丁目。譲受人、住所遠賀郡遠賀町大字広渡。転用目的は集合住宅となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、2 ページ目に載せておりますのでご参照ください。

続いて 2 件目の説明をいたします。農地の所在地中間市朝霧 4 丁目、面積 2,016 m<sup>2</sup>。譲渡人、住所中間市朝霧 3 丁目。譲受人、住所北九州市若松区二島 5 丁目。転用目的は集合住宅となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、3 ページ目に載せておりますのでご確認ください。

続きまして、3 件目です。農地の所在地中間市朝霧 4 丁目、面積 783 m<sup>2</sup>。譲渡人、住所中間市朝霧 3 丁目。譲受人、住所中間市朝霧 2 丁目。転用目的は露天資材置場となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、4 ページ目に載せておりますのでご参照ください。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいまの事務局からの説明がありましたけど、本件につきまして何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。

この位置は中間高校の下の朝霧になります。農地になっております。現況は写真でおわかりのとおり雑種地のようになっております。3 件目に関しましては、まだ畑をされているみたいです。

意見がないようですので報告第 1 号を終わりたいと思います。次に議決事項を議題といたします。議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。それでは提案理由の説明をお願いします。

事務局：はい、議案書 6 ページをお開きください。こちらは農地法第 3 条の規定による所有権移転の申請となっております。それでは説明にはいります。農地の所在地中間市大字垣生字六郎田、面積 1880 m<sup>2</sup>。譲渡人、住所北九州市八幡東区春の町 3 丁目。譲受人、住所中間市大字垣生。経営面積 381.8 a となっております。

こちらの農地ですが関係性として、譲渡人は譲受人の叔母にあたり譲渡人の父の代から個人間の契約により耕作していた農地で現在は譲受人本人が耕作しているところがございます。今回、譲渡人も高齢ということで、親族であることから無償譲渡の申し出がなされ、敢えて 3 条の申請となっております。次に 8 ページ目をご覧ください。こちらは農地法第 3 条の調査書となっております。

第 2 項第 1 号全部効率利用につきましては、譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれております。第 2 項第 2 号農地所有適格化法人以外の法人につきましては、こちらは個人になりますので適用はございません。第 2 項第 3 号信託につきましては、信託はありませんので適用はありません。第 2 項第 4 号農作業常時従事につき

ましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれますので該当しません。第2項第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積である5,000㎡を超えておりますので該当いたしません。第2項第6号転貸禁止につきましては、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には当たらないため該当しません。第2項第7号地域調和につきましては、申請地では大豆栽培を行い本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と地元農業委員である牧野委員、地元推進委員である田中委員で現地調査を行い周辺農地の利用状況を確認いたしております。説明については以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局の説明がありましたが、本件につきましてご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。

質問はございませんか。無いようでしたら採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数のため、原案のとおり承認いたしました。これで議案第16号を終わります。続きまして議案第17号について、議題といたします。議案第17号は農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（所有権移転）を議題といたします。それでは、提案理由の説明をおねがいたします。

事務局：はい、議案書の11ページ目をお開きください。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、こちらでは土地の所有者が農地中間管理機構という中間機関をとおして農地を耕作されている農業者に売買をすることとなっております。今回の議案につきましては、8月の総会でお諮りいただいております件で中間管理機構へ売買している農地に所有権を受ける者が購入する内容となっております。

それでは説明に入ります。農地の所在地中間市大字上底井野字梅園、面積436㎡。所有権を移転する者公益財団法人福岡県農業推進機構、住所福岡市中央区天神4丁目10番12号。所有権の移転を受ける者、住所中間市大字上底井野。利用目的、田。売買価格320,000円となっております。支払方法は、口座振替。移転の時期及び支払期限は、令和3年10月25日となっております。こちらの位置図につきましては、12ページの載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局から説明がありました。本件につきましてご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。これは、事務局から説明があったとおり8月からの続きの案件となりますので、皆さんは把握できていると考えます。意見はございませんか。無いようでしたら採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数のため、原案のとおり承認いたしました。これで議案第17号を終わります。続きまして議案第18号について議題といたします。議案第18号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、議案書15ページ目をお開きください。こちらにつきましては、平成26年9月に策定しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が法律等の改正により文言等が変わっている部分について、今回県の指導により改正するよう指示がなされております。よって、変更に伴い農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づき農業委員会の意見等を受けたうえで報告することとなっておりますので今回提案させていただいております。資料につきましては、別紙の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)となっております。主な変更内容としましては、農家戸数の数値を最新のものに変更し、またJA北九が実施しております農地利用集積円滑化事業が令和2年4月1日より福岡県農業推進機構が実施している農地中間管理事業へ移行したため、事業名を変更しております。変更箇所につきましては、削除の部分は二重線を見え消しでおこなっており、追記の部分につきましては、赤文字で記入しております。説明は以上です。

柴田議長：はい、ただいま事務局から説明がありました本件につきましてご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。今事務局が説明したのは、別紙の基本的な構想であります。これは各自治体に決められた基本構想が書いてあります。あまり、見たことのない方が多いとおもいますが、今回は文言の修正が主であり、赤文字で修正されている所が新規修正箇所であります。私が少し気になったのは、個別経営体とか例がありますが、これは単なる例であり、中間市でやっていることとは実際に違っておりますが、こちらは法に基づいて記載しているだけで、この通りやっている農家さんはほとんどおりません。それと、もう一つ気になったのが、1ページ目の赤文字の部分にあります農家数平成22年の84戸から令和2年に62戸となり26%減少していると書いてあります。その下の農業就業人口が平成22年の143人から令和2年には154人と約7%増加しているとなってお

ります。そのうち 65 歳以上は約 53% の 81 人を占めて高齢化が多いということになっております。これは農家の数が減っている割に就業人口が増えているのはどうゆうことかなと思ったんですけど、私が思うのは、当時結構兼業の方が定年になられて、専業に変わったことにより、戸数は減りますが、農家は家族経営でありますので、この部分が増えているのではないかと考えます。事務局長これは間違いはないですか。

事務局長：はい、そのとおりです。

柴田議長：このような理由こういった文言となっております。あとその下にあるのが、皆さんご存じのように農協の利用権設定が無くなり中間管理機構へ移行しますということが書いてあります。これらが主な変更点であります。後はお見通しいただいて、これは承認されましたら、新規の改正分を皆さんにお配りいたしたいと思えます。そういうことで皆さんご意見、ご質問等がある方は挙手をお願いします。


無いようでしたら採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数のため、原案のとおり承認いたしました。これで議案第 18 号を終わります。続きましてその他について議題といたします。無いようですので、以上でその他について終わりたいと思えます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第 9 条により議長において、貞末委員、花田委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会致します。お疲れ様でした。

議事録署名委員

貞末 照 

花田 正則 